

## 福島県景観アドバイザー制度とは

- 県民・事業者のみなさんや市町村、県等の行政機関などにおいて、それぞれ、地域特性を活かした景観づくりが円滑に進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を助言者として、要請に応じて県が派遣する制度です。
- 魅力ある景観づくりのための計画の立案から実施に至るまで幅広いアドバイスを受けることが可能です。



## どなたでも利用できる制度です！

- 県民・事業者・各種団体等のみなさん
  - 市町村、国、県等の行政機関
- ※県民・事業者・各種団体等の皆さんは費用負担がありません。  
なお、1つの案件につき派遣は原則2回までとなっております。

## こんな時に利用できます！

- 自治会や商店街で住民協定を結び、地区の景観を整えようとするとき。
- 伝統的な町並みや建造物の保存により、地区の景観を保全したいとき。

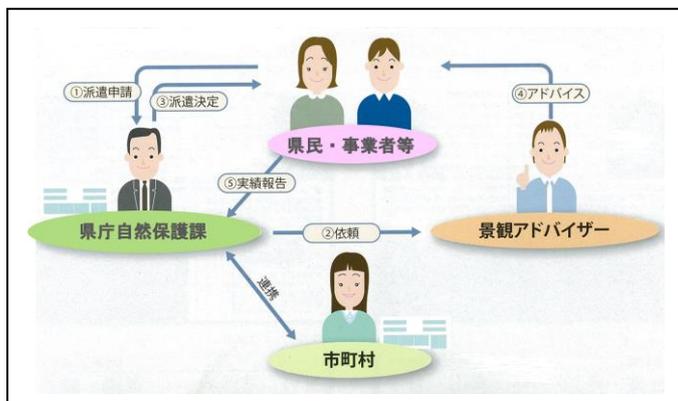
## 景観アドバイザーはいろいろなかたちでみなさんの景観づくりを応援します！！

- 景観に関する知識・技術の習得をお手伝いします。
  - ・地域のみなさんが集まって、景観や景観の構成要素（色彩、植栽等）の勉強会を開きたい。
  - ・地域の景観資源の発見と、それを活かした景観づくりの方法を学びたい。

- 景観形成のための基準作りやイベント開催時などの相談をお受けします。
  - ・自治会や商店街、集落などの地域ぐるみの景観づくりに役立つ景観形成住民協定を結びたい。
  - ・地域の景観意識を高めるための普及啓発イベントを企画・開催したい。

## 景観アドバイザーの派遣を受けたいときは

### ■景観アドバイザー派遣手続きの流れ



派遣をご希望の場合は、県庁自然保護課又は、各地方振興局担当課にご相談のうえ、派遣申請書（様式1号）を提出してください。必要と認められるときは、景観アドバイザーを決定し、派遣決定通知書をお送りします。

なお、申請書の様式は自然保護課ホームページからダウンロードできます。

### ■お問い合わせ先

福島県庁自然保護課

024-521-7251

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/keikanad.html>

### ●各地方振興局

県北地方振興局 県民環境部

024-521-2709

県中地方振興局 県民環境部

024-935-1295

県南地方振興局 県民環境部

0248-23-1548

会津地方振興局 県民環境部

0242-29-5295

南会津地方振興局 県民環境部

0241-62-2061

相双地方振興局 県民環境部

0244-26-1144

いわき地方振興局 県民部

0246-24-6203

